

特 記 仕 様 書

第 1 条 適用

この特記仕様書は、甲府市の発注する令和 7 年度造林（間伐）事業・森林作業道開設事業業務委託に適用する。

第 2 条 施工

受注者は、標準仕様書及び本仕様書を含む設計図書並びに山梨県森林整備事業施工管理基準に基づき事業を実施しなければならない。

第 3 条 施工範囲の確認

受注者は、施工に先立ち設計図書に記載された作業範囲、除地、支障物件等を現地確認すること。作業範囲等に相違が認められる場合又は不明瞭な場合等は、速やかに監督員に報告すること。

第 4 条 伐採本数

間伐の標準的な伐採本数は下記とおりとする。伐採方法は定性間伐とする。なお、「現在の平均的な立木密度」に著しい相違が認められる場合は、速やかに監督員に報告すること。

所在等	現在の平均的な 立木密度	目的の立木 密度	標準的な伐採 本数
113れ	625	425	200
102 へ 1	1200	810	390
112 い 1	1300	860	440
107 は	1000	640	360
107 に 1	1800	1210	590
112 つつ 2	1350	900	450

第 5 条 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、工事着手後、原則として作業員全員の参加により、本工事内容等及び関係法令等の周知徹底、応急措置や事故・災害対策の安全教育・訓練等を実施するものとする。

第 6 条 現場の安全管理

工事施工箇所直下に林道等がある場合は、現地の状況を十分把握し、安全性について十分検討を行い、必要に応じ安全施設の設置や交通整理員を配置し、通行車両等の安全を確保すること。

第 7 条 歩道、資材置場等

設計外の歩道及び資材置場等を設置する場合、監督員と協議の上、規模構造等については必要最低限度とする。

なお、歩道については、雨水により崩壊を誘発させないように水切り等、必

要な処理をすること。

第 8 条 丸太集積

搬出した材は、奥御岳林道、及び御岳林道沿いの山土場に選木集積するものとする。

第 9 条 集造材費の増額変更について

搬出丸太材積が、設計より多い場合、予算の範囲内で増額変更することとする。

第 10 条 その他

設計図書によりがたい場合は、監督員と協議し決定するものとする。